令和７年２月４日
米子市介護保険事業
計画策定委員会
資料　1

令和６年度の
各事業等の取組状況について

米子市福祉保健部 長寿社会課

概要

○ 計画に記載されているいくつかの項目については、既存の制度や施策では対応が困難であることなどから、第９期計画期間中（令和６年度～８年度）に新たな施策・取組について検討することとしている。
○ 令和６年度は、そのうちの複数の項目に対して検討や実施を行い、新たな施策展開につなげた。

2　フレイル予防の推進	フレイル予防（対策）の充実
4　権利擁護支援等の推進	身寄りのない高齢者の支援策に係る検討
5　サービス・生活支援の充実	多角的なごみ出し支援の実施
6　認知症施策の推進	認知症施策の充実
9　持続可能なサービス提供体制の整備	ケアプランデータ連携システム普及促進事業
10　地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた体制強化	地域包括支援センターの再編整備

フレイル予防（対策）の充実

2　フレイル予防の推進

2　フレイル該当者等の早期把握（計画p22）

市民がそれぞれの生活状況に合わせてフレイル度チェックを実施できるよう、フレイル予防アプリをはじめ、説明を受けながら行うチェック会場やチェック票(紙媒体）など、多様なチェック方法を提供します。また、各方法で回答したフレイル度チェックの結果は、専用の管理システムで一元管理することで、過去のデータと比較することができます。これまでの状態を確認しながら、フレイル予防の習慣化を促進します。

令和6年度の主な取組	○「元気エンジョイパスポート事業」の開始（令和6年6月から） ○「健康ポイント事業」の開始（令和6年9月から）

▶ **次年度以降の展開（予定）**

40歳以上の働く世代に対し、体力測定（握力、片足立ち等）の機会を設けるなど、自身の体の変化に気づくことを通じて、**幅広い年代へフレイル予防の啓発を推進したい。**

元気エンジョイパスポート事業

１．目的

地域社会全体で、高齢者のフレイル予防を支える機運の醸成を図る。また、若い世代（６５歳未満の方）にも協賛店で本事業のポスター等を通じて「フレイル」、「フレイル予防」という言葉を知ってもらい、幅広い世代への啓発に寄与する。

２．事業内容　　※令和６年６月から実施

６５歳以上の市民（要支援・要介護認定者を除く）が「米子市フレイル予防アプリ」でフレイル度チェックを行うと、スマートフォンの画面上に「元気エンジョイパスポート」が表示され、協賛店舗でその画面を見せることにより、割引などの特典が受けられる。

３．対象事業所

１００店舗（令和６年１２月３１日時点）

健康ポイント事業

1　目的

フレイル予防の習慣化とフレイル予防アプリのさらなる普及を図る。

2　事業内容　※令和６年９月から実施

＜概要＞
自らが行うフレイル予防の取組に対し、健康ポイントを付与。ポイントは「米子市フレイル予防アプリ」内で管理し、市内の加盟店で利用可能なJ-Coinポイントに交換。

＜対象者＞
フレイル予防アプリをダウンロードした米子市の65歳以上の方(要支援・要介護認定者は除く)

3　健康ポイントの対象となる取組例

○ フレイル度チェック
○ オーラルフレイルチェック
○ ヒアリングフレイルチェック
○ ウオーキング（１日7,000歩以上）
○ 健康相談
○ 各種イベントへの参加　　など

身寄りのない高齢者の支援策に係る検討

4　権利擁護支援等の推進

4　ひとり暮らしの高齢者の身元保証等について（計画p29）

高齢化に伴い、ひとり暮らしの高齢者の身元保証、自身の財産処分などの終活支援等に関する相談のニーズは今後さらに高まるものと考えます。支援の実施にあたっては、福祉保健部を中心とした庁内全体で連携を図るとともに、地域や民間事業者等と連携して取り組みます。

令和6年度の主な取組	○ 長寿社会課、福祉政策課、福祉課で構成される**庁内検討会を設置・施策を検討** ○ 関係機関（地域包括支援C、急性期四病院、西部後見サポートセンターうえるかむ等）との意見交換を通じた課題の把握 ○ **先進自治体（神奈川県大和市）の視察**

▶ 次年度以降の展開（予定）

現状の課題や先進地の事例等を踏まえ、**課題解決に向けた取組の実施、庁内及び関係機関との連携体制の強化、　国に対する要望**に取組む。

把握された課題及び今後の取組の方向性等

	課題	対応の方向性	取組（予定）
意思決定	認知機能の低下や急病等によって本人が意思を表明できない又は補助を要することなどにより、本人の意思決定を必要とする場面で、関係機関が対応に苦慮する。	自ら事前に意思を残すことができる環境の整備	エンディングノートの見直し及び普及啓発 日常生活自立支援事業等による支援
金銭・財産管理	認知機能又は身体機能の低下等により本人が金銭を引き出すことができず支払いが滞る、又は過度な引き出しを行う。	金銭管理や手続きの支援体制の整備	成年後見制度の利用促進
葬祭関係	・本人死後の家財、遺品、遺骨の処分等。 ・葬祭等について相談・委任する者が不在であることにより、支援関係機関が応急的な対応を迫られる。	終活に関する啓発の推進	「ひとり暮らしあんしんガイド」の作成 葬儀生前契約支援
その他	・身寄りのない高齢者の終活に係る情報の整理及び周知の不足等。 ・保証人・緊急連絡先の不在により入院・施設 入所ができない。	・終活に関する各種制度・情報発信 ・関係機関の実態把握	施設入所系サービス事業者に対する身元保証等に関するアンケート調査

多角的なごみ出し支援の実施

5　サービス・生活支援の充実

5　ごみ出し支援（計画p33）

少子高齢化や核家族化などで地域コミュニティが弱体化する中、ごみ出しが困難な高齢者への支援は、廃棄物行政としてだけではなく、福祉行政としても課題となっています。高齢者がごみ出しをすることが困難になる背景には様々な理由・要因があることから、これらを踏まえた、ごみ出しの困難度合や困難となる理由に応じた支援を行います。

令和6年度の主な取組

- ○「簡易版ごみ分別ガイド」及びごみ・資源物分別アプリ「さんあ～る」の周知強化
- ○ **福祉事業者ごみ出し拠点整備事業（実証事業）**の実施（令和6年6月から）
- ○ 高齢者・障がい者を対象とした**「ごみ出しについてのアンケート調査」**の実施

▶ 次年度以降の展開（予定）

福祉事業者ごみ出し拠点整備事業の継続実施及び充実、その他のごみ出し支援業者・団体等を支援する**新たな仕組みづくり**に取組む。

「簡易版ごみ分別ガイド」及びごみ・資源物分別アプリ「さんあ～る」の周知強化

１．目的

既存ツールの改善・活用により、自力でのごみ出しが可能になる高齢者等に対する支援を行うため、ごみの出し方が分かりにくいと感じるご高齢の方などにとって理解の助けとなるコンテンツの充実と広報を図る。

２．内容

Ａ３版簡易ごみ分別ガイドを作成し、市役所各窓口に配架するとともに、市内福祉事業者に希望する利用者への配布依頼を行う。

また、ごみ資源物分別アプリ「さんあ～る」について、スマホ講座やイベント等で紹介する。

〇市内福祉事業者への配布依頼（９月）
〇改善点等に関する市内福祉事業者へのヒアリング（１月）
〇携帯ショップと連携したスマホ講座でのアプリ紹介（随時）
〇よなごみ通信による広報（１月）

福祉事業者ごみ出し拠点整備事業（実証事業）

１．目的

福祉事業者がごみ出しを代行する際の時間的制約を解消し、高齢者や障がい者のごみ捨てに対する負担を軽減する。

２．内容

市に対して事前登録のあった**福祉事業者が２４時間利用することのできるごみステーション**を市内２箇所に設置する。

（１）拠点の場所
ア　米子市福祉保健総合センター
（米子市錦町一丁目139番地３）
イ　米子市心身障害者福祉センター
（米子市皆生新田二丁目10番１号）

（２）利用対象者
ア　介護保険サービスの訪問介護サービス提供事業者
イ　障害福祉サービスの居宅介護サービス提供事業者
ウ　障害福祉サービスの重度訪問介護サービス提供事業者

３．利用実績

10事業所（令和７年２月１日時点）

４．事業者アンケートの結果

（１）調査期間
令和６年９月27日～令和６年10月15日

（２）調査結果
・今回の**実証事業で利用された事業所の88%が利用継続を希望**している。一方で、未利用事業所の86%が今後も利用する予定がない。
・利用事業者のうち**63%が拠点の増設を希望。**（未利用事業者の同希望は14%）
・全体の47%の事業所が、事業所への「利用者宅からのごみ専用の集積所」の設置を希望。

高齢者・障がい者を対象とした「ごみ出しについてのアンケート調査」

1．目的

高齢者及び障がい者のうち、ごみ出しが困難な方に対する支援策等の検討に係る基礎資料とする。

2．内容

（１）調査対象者（いずれも施設入所を除く）

ア　要介護1以上の1人暮らしの方

イ　視覚障がい又は肢体不自由2級以上の身体障害者手帳の交付を受けている1人暮らしの方

ウ　知的障がいの程度がAの療育手帳の交付を受けている1人暮らしの方

エ　障がいの程度が1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1人暮らしの方

（２）調査期間

令和６年７月１日～令和６年７月31日

（３）調査内容

現在のごみ出しの状況、ごみ出しが困難になった際の希望する支援者、ごみ出しの支援を受けている理由等

（４）回答件数

送付2,354件・回答795件（回答率34%）

3．調査結果

- **約８割**が自分でごみ出しができず、他者にごみ出しをしてもらっている。
- 自分でごみを出せない人は家族かヘルパーに出してもらう人が多い。
- 70歳以上の人は年齢が上がるにつれて、自分でごみを出す人が減り、家族に出してもらう人が増える。
- 将来ごみ出しができなくなった際の支援先の希望としては、家族、ヘルパー、戸別収集を希望する人が多く、近隣住民や自治会を希望する人が最も少ない。
- ごみ出しの支援を受けている背景としては、約半数が「体力や機能の低下」が理由。また、４人に1人が「ごみを出す日や、分別ルールを覚えることが難しい」ことを理由としている。

6　認知症施策の充実

2 認知症についての新しい考え方の理解と普及（計画p35）

（2）認知症サポーターステップアップ講座の実施

認知症サポーター養成講座を修了した方を対象に、認知症サポーター養成講座で学んだことを土台に、実践の場で必要となる認知症に関する知識や、認知症の人と身近に交流し、必要に応じて手助けするための対応スキル等を修得する「認知症サポーターステップアップ講座」を開催します。

令和6年度の主な取組	○ 認知症サポーターステップアップ講座の開催（令和6年8月･10月）

▶ **次年度以降の展開（予定）**

市民が認知症について関心を持ち、正しい知識を学ぶための多様な機会を確保するため、**本市主催の認知症サポーター養成講座及び認知症サポーターステップアップ講座を引き続き、連動性を持って開催**する。

認知症サポーターステップアップ講座

１．目的

認知症サポーター養成講座の受講者が、認知症に関する基礎知識を確認し、さらに理解を深めることにより、実際の支援活動（チームオレンジの活動への参画等）につながるよう推進すること。

２．内容

過去に認知症サポーター養成講座を受講歴のある者を対象とした講座を開催する。

［本市における講座内容の例］

〇認知症に関する基礎知識とさらなる理解のための講義

〇認知症の本人からの講話（メッセージ）

〇グループディスカッション「地域でできること・取り組んでみたいこと」

３．開催実績

令和６年度から新たに開催　計３回開催（のべ３１人受講）

認知症施策の充実

6　認知症施策の充実

3 認知症バリアフリーの推進（計画p37）

（3）地域のチームオレンジの構築

認知症の人やその家族を含めた地域の人が、相互に支えあいながら暮らすことのできる地域づくりに向け、新たなコミュニティとして、「地域のチームオレンジ」の構築に努めます。

チームの活動については、既に各地域で取り組まれている様々な活動との結びつきを図るとともに、認知症サポーターの活動の場として位置付けることで、認知症サポーターの積極的な参画を推進します。

令和6年度の主な取組	○ 米子市チームオレンジ登録事業の開始（令和7年1月から）

▶ **次年度以降の展開（予定）**

米子市チームオレンジ登録事業の周知に取り組むほか、認知症サポーターステップアップ講座受講者や地域で活動する団体等に対して**チームオレンジの普及**を行う。

米子市チームオレンジ登録事業

１．目的

認知症に関する正しい知識を有する者により構成される法人その他の団体が、その知識をいかし、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりに寄与するために行う活動を推進する。

２．内容

一定の要件を満たす団体等を米子市チームオレンジとして登録し、各団体等の活動について市ホームページや広報誌等で周知・広報を行う。また、認知症サポーターステップアップ講座修了者の地域における実践の場としての活用を図る。

（１）団体等の登録要件（次のアからウに掲げる要件の全てを満たす団体等。）

ア　本市に団体等の所在地又は活動の拠点があること。

イ　団体等に所属する者のうち、１人以上が認知症サポーターステップアップ講座を受講していること、又は受講する予定であること。

ウ　認知症の人も米子市チームオレンジの一員として主体的に参加することができる活動を行うものであること。

（２）団体等の活動内容等

認知症の人及びその家族の支援、
認知症に対する正しい理解の促進、活動の実施に係る周知

ケアプランデータ連携システム普及促進事業

9　持続可能なサービス提供体制の整備

2 介護現場の生産性向上の推進（計画p48）

（2）電子申請等の活用促進

各種サービスに係る申請や手続きの電子化を進め、介護分野の文書事務の負担軽減を推進します。

令和6年度の主な取組

○ ケアプランデータ連携システム普及促進事業の開始（令和6年10月から）

▶ 次年度以降の展開（予定）

今年度の普及促進事業の結果を検証し、好事例の横展開などを行い、介護事業所のケアプランデータ連携システムの導入を引き続き促進するとともに、**介護現場の生産性向上に資する取組の更なる強化を行う。**

ケアプランデータ連携システム普及促進事業

１．目的

ケアプランデータ連携システムの導入支援により、本市における介護現場の介護記録・情報共有・報酬請求等の業務の効率化を図る。

２．内容

市、介護事業所、地域包括支援センター等の関係性や距離の近さを活用した、速やかかつ手厚いケアプランデータ連携システムの導入支援

（１）ケアプランデータ連携システムの導入・活用状況の調査（実態把握）
　ア　回答結果　配布307事業所・回答151事業所　（回答率49.2%）
　イ　回答結果　市HP参照（URL⇒https://www.city.yonago.lg.jp/45002.htm）

（２）関係機関及び地域包括支援センターと連携したアプローチの実施
　ア　市HPにおける現在の導入率の公開及び関連資料の公開
　イ　米子市ケアプランデータ連携システム研修会の開催（１月）**※鳥取県国保連と連携**
　ウ　地域包括支援センターと連携した個別アプローチ
　エ　ライセンス費用の補助支援　**※鳥取県と連携**

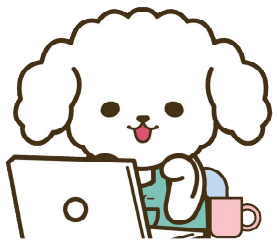

地域包括支援センターの再編整備

10　地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた体制強化

1 地域包括支援センターの体制強化（計画p50）

（１）センターの圏域再編

増大する多様な支援ニーズに対応し、適切にその役割を果たすための体制整備として、日常生活圏域（中学校単位）ごとの運営に向けた、地域包括支援センターの圏域再編を行います。

令和6年度の主な取組

○ 現「ふれあいの里地域包括支援センター」圏域の再編

○ その他のエリアの再編

（「後藤ヶ丘・加茂地域包括支援センター」圏域及び「弓浜地域包括支援センター」圏域）

▶ 次年度以降の展開（予定）

体制の更なる充実に向けて、**地域包括支援センターの抜本的な業務効率化の推進**、業務の質の向上、業務平準化による一体的な運営の推進等に取り組む。

再編の概要

日常生活圏域		現在の設置状況 （令和7年2月4日時点）	再編後		備考
1	湊山	湊山地域包括支援センター	湊山地域包括支援センター	（医）厚生会	
2	東山	ふれあいの里地域包括支援センター	東山地域包括支援センター	（福）米子市社会福祉協議会	令和7年4月1日開所
3	福生		福生地域包括支援センター	（福）真誠会	
4	福米		福米地域包括支援センター	（福）真誠会	
5	後藤ヶ丘	後藤ヶ丘・加茂地域包括支援センター	後藤ヶ丘地域包括支援センター	（福）こうほうえん	令和7年度上半期開所（予定）
6	加茂		加茂地域包括支援センター	（福）こうほうえん	
7	弓ヶ浜	弓浜地域包括支援センター	弓浜地域包括支援センター	（福）真誠会	弓ヶ浜圏域にブランチを 令和7年度上半期開所（予定）
8	美保				
9	尚徳	尚徳地域包括支援センター	尚徳地域包括支援センター	（福）こうほうえん	
10	箕蚊屋	箕蚊屋地域包括支援センター	箕蚊屋地域包括支援センター	（福）博愛会	
11	淀江	淀江地域包括支援センター	淀江地域包括支援センター	（福）いずみの苑	

【その他】地域包括支援センター統括マネージャーについて

地域包括支援センターの実務に精通し、専門的知識経験を有する者（１名）を「地域包括支援センター統括マネージャー」として令和７年４月１日より市長寿社会課に配置予定。